

19. 専門士取得

1. 専門士とは

平成7年1月1日から一定の専門学校卒業生に「専門士」の称号が付与されるようになった。
(文部省(現文部科学省)告示第84号平成6年6月21日)「専門士」は生涯にわたって何を学んできたか、どのような技術、技能、教養を身につけ、どのようにして豊かな人間性を養ってきたかなどの生涯学習の成果を評価するために創設された新しい称号である。

2. 目的

専修学校の専門課程(すなわち専門学校のこと)における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯教育の振興に資することを目的とする。

3. 規定について

専修学校の専門課程において、次に掲げる要件を満たして修了した者は、文部科学大臣が定める基準を満たした者として「専門士」と称することができる。

- ①修業年限が2年以上であること。
- ②課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること。
- ③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
したがって、すべての専門学校の卒業生が専門士の称号を付与されるとは限らない。
- ④高度専門士と称することができる過程と認められたものでないこと。

4. 称号分野

専門学校の教育は大きくわけて8分野に区分され、その分野で「専門士」の称号を取得することができる。

- ①工業関係
- ②農業関係
- ③医療関係
- ④衛生関係
- ⑤教育・社会福祉関係
- ⑥商業実務関係
- ⑦服飾・家政関係
- ⑧文化・教養関係

「専門士」の称号授与書には、修了した課程・学科名が記載されているので、学習した技術、技能、教養の内容を第三者に提示することができる。このように、一定の基準に基づいて文部科学大臣が認定する学科に付与される「専門士」は、その社会的評価と信頼は安定かつ恒久的なものと言える。

〈参考〉専修学校の専門課程(修業年限2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(第90条第1項に規定する者に限る)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。(学校教育法第132条)